

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農村振興総合整備事業  
三木北部地区第2工区の換地計画を定めた。

その関係書類を三木町産業振興課において平成20年1月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀